

会でも慎重に審査した結果別途で人々の方法を通知されたいという線
を決定しに方針を定めます。よろしく御審議を承りおし御決定下さる
ようお願いします。審査報告を踏ります。

議長(高橋千春君)二れより委員長報告に対する質疑を行います。

六番(神野藤操君)議長

議長(高橋千春君)六番

六番(神野藤操君)審査内容についてお聞きしたいわけですが一つにはこの内容
中に松達様に来るべき多岐路に當時にたいも理事者の方々が人件費削減案
に直面著しく不安な日々を送った記憶があるという事それから一つには
「再度財政再建の美名の下に」という言葉があり、三つには最後の方にこれが実
現されなかったという行政執行上の重大問題を感じさせることも想像でき
という事ともう一つは、今委員長報告の中に九月と十月はされたのを九月はこ
の会の方ではいという陳情の趣意であるという別途で人々の方法と

にふたりますすが、そのほろ事によつて別途の形でこれを表さなければなら
ないとするならば、九月と十月にされたのかという点も疑問もあるわ
けで、今の報告の中に残見執行委員と直接に話し合つたというものの内容
についてこのように形で意見を述べたのかは、多分と推測したいと思ひ
ます。

議長(高橋千春君)七番

七番(大久保一郎君)職組の委員長からの話には大體的には陳情に基づくとこの十月

を九月はしもうたい。期末までの三ヶ月の間にしもうたいという趣意であ
る。細かい点は二つあります。なみ九月からの点で二つあります。一
つは九月は実施するという事にすれば、やはり先例もなみとなければなら
ず、又予算にも関係する問題であり、理事者の立場等も十分わかりま
すので、この問題は、何人からの別途の方法で職組と話し合つたにたいは、
さるがうにという事はなすはります。文書との関係ですが、彼から出して文書

誠長司衡不孝君
刀光不討輸色行
寸寸寸

不奉神藥為戒

莫高窟不為君不為

大倉(神戶)藤(株)君、二陳情は好し、本光程からの私の質、事項、大體は多し、思ひ
 ます、が、本部長の言葉の中にもありまして、よ、以、第三者の立場から、議案に
 提出され、陳情書として、なら、本、言葉の、因、及、時期等を、問、わ、ず、全、般的
 に、効、力、す、る、も、の、を、あ、り、ま、す、が、し、か、し、本陳情書は、所、定、の、公、僕、こ、の、役、場、の、職
 員の、中、か、ら、二、三、の、文、句、の、因、及、を、も、ろ、出、さ、れ、に、と、い、う、事、本、に、み、か、つ、本、を、寫、書、の、中
 に、當、然、著、議、し、つ、れ、を、な、ら、ば、何、題、か、か、ろ、う、な、り、本、か、ら、二、三、に、出、さ、れ、に、と、い、う
 事、本、に、は、納、得、か、い、な、い、と、い、う、事、同、様、に、先、程、か、ら、話、し、ま、し、に、よ、う、に、以、
 致、の、三、点、年、末、さ、う、に、つ、い、は、理、事、者、の、方、的、に、人、件、財、則、減、案、に、直、面、し、不
 承、け、日、を、送、つ、に、初、意、が、ま、だ、消、え、な、ら、ぬ、ら、に、と、い、う、事、本、に、か、ら、一、再、度、新、政

福生町議会

雨東の美名の下に人材の削減をやめようといふ事事が真実であるといふ事、二つは役場の職員自体が所の状態を全然わかっていないといふ事と、理事者に於いても、これを正しく徹底できずかつたのかといふ事が言える。この問題はこの陳情書の中に書かれてあるといふ事は、役場職員の眞意を説くものでありと同様に有る九月にはそのほかにもういかにいふ事かはわからぬが、しかしこれをやめるれば最後の文にある行政執行上の重大問題がどうなるか、役場の職員が赤字を連年出す事があるのかどうか、役場職員自体が総員を上やれなければならぬといふ事、それすらも、職員力ものをも、それも役見執行役員長からこれを出されて、この事は職員でありながら所の状態を本当にしつていなくてはならぬ、力の不足により絶望に陥る者を得ないで、この陳情は正しい採決すべきではないと思ふべきのを私等及林にします。

議長高橋千春君上

秋イノ上ニ五ノ本例を認めるという形をとつたわけですが神野藤議員さん
の御持論も御最もでありさうに今後二のうの事があつた場合理事者と争ひが
ない好しうしてやはり理事者、議会ともいふ後進人下いかなければならぬ
といふ点にたいはまた、さういふ事を強く申し立てありますし又理解に
くい点もあつたかと存じますか又さういふ事は了解願ひますし生站路下あふ路
との関係については是非とも御理解のほどお願いしたいわけをいふます。

一 墨天 昭彦 氏 議長

一 議長 高橋 千春 氏 墨

一 墨天 昭彦 氏 二の御題は神野藤議員さんのみつしやう通りだと思ひますが
二の陳情書の中に入つてゐる言葉と云ひますがやはり聞かせる
いふ会社をつぶすまでも要取直りだしますまでもさういふ会社もござい
ます。さういふ面について一つのデモクラシーといふ言葉を使ひうと二つは当然
組合の権利であると思ひます。にん冷静に考え、福生町の状態を考え、

二れは良いのかといふ事を考えさういふ事、誤解を招く問題があり、はたして佐
氏に好する感情と云ひ良いか否かといふ事は、批判の余地があると思ひますが、私
は組合については議会といふ点する点すると思ひます。それから神野
藤議員と久保議員の意見が分れますが、総務委員会にのみか、さういふ
二の御題に好しうして、たんに検討して、うに聞かす、又理事者側にたいし、も
二の御題について、さういふ組合、す全体的に取り上げなければならぬ、いふ
も二の中に、二の御題解決の現状が、二の陳情に出たものと思ひ、あつた
ます。従、さういふ総務委員会の決定を了といひ、さういふ決定すべからぬとい
う意見を出して、さういふと思ひます。

一 墨天 昭彦 氏 議長

一 議長 高橋 千春 氏 墨

一 墨天 昭彦 氏 本件にさういふ先程、神野藤議員がみつしやうだと思ひ、
と思ひます。従、さういふ二れが議会決定されるまでに十分関係して、その後、案、議、議、

八八八

議長(高橋千春君)三三暫時休憩寸方事に御要談あり来々人々。

異議なしと承知あり

議長高橋下春君(即男議分)と親(新時休題)に於て

休憩
午後一時五十分

用鐵干飯二時十分

議長高橋平太君休憩為引、陳情第1号に於て討論を続行した。

一 奉神陳陳君議

一誠長高樹不孝君奔

天倉(神野藤操君)も程米各議員の方並びにに、その休憩の中にも出た事やん
トすが、いれろ職員の見込云々といふ事々に至らず聞かされてありますか
当然注意しうが、それだけ下らばいいと思へます。に、新開成上でもに、お
し、よりには、国と直接関係のある上、その問題については、特別委員会が

福生町議会

作られ、審議がなされたいと申したいです。又官公庁の組合は団体交渉
が行われ、ある程度制限されたいとすべきです。しかし団体交渉権が二に上り
くるという事を行うには、昨午時の役場の職員組合と理事者が示談を交し、本で
云々という問題が生じた場合、今の福生町の状態から考えれば、こればかり好
しかついかといふ事を考えれば当然、理事者側も行うべきであります。が組合とし
ても二つの問題については、真陰に考えようとした上で、いづれか一方の真陰に
ある一陳情書の中によつて、若そのすめがあるように感ずるので、この際これを了と
するべくお願いして、事は福生町条例中のものの中に、いゝ職員組合の活動が
何んの制限がなされるべき、という事柄が、わが牧主産業者に、いゝ労働基準
法の中に組合活動の本質的な範囲が定められておるわけだ、というのを経営者
者や理事者の立場にあり、それに近い秘密事項を取扱ふべきものの人事の要す
るものは当然組合活動は制限されたいあります。しかし福生町の条例下での規
定がなされておるわけでもなく、いづれかの所に欠陥が現われておるはずであります。



なるべからしむべき。尤も議案が本例で予算も組まれない。その点については陳情がいくつあり、事に付いて総務委員会としたい。又議案としたい。本議案が必ずしも必ずしもするもので、今後については、下の方限り理事者ともし、話し合ふものも議案に供する。その方法を伺いたい。田端君の方法をとりたい。にんじに、い、この事を希望するわけですか。い、おれに、にんじも本件について総務委員会にのみおれ、も慎重に議したい。おれ、の結果であります。その点については、副理の上、殊に下の方より、及、頼、申し上ります。

西橋千春君以上をも討論を終ります。次はかりにします。陳維新君
 千春君長報告の二あり決するに御異議ありませんか。

會議上并無意見

高橋平春君御愛護なしと認めます。よき陳情第号は本頁長報六の
とあり陳情と決定いたしました。

議長高橋千春君は禮節王将是事件継続調査にたいし厚委員会及び総

福生町議会

務委員会より経緯調査の要求がありそれに対する答へとして郵送した通り。

用会中の経費調査付いたと思ふ。米寸小。二杯に即要談あり米丈人か。

要議下とあり

議長(高橋千春君)即ち議決と認めざるを決定いたしました。

議長西橋不春君 本日の日程は全部終了いたしました。閉会を宣する為に其

小郎撲撲額ハ赤ス

所長石川常太郎君敬啟

一、長石川常太郎君（即後傍申レテます、本定例会に於テ来レテ主事より其辭
由にわたり本會議並びに各本員会とも慎重審議承リ来レテ誠にありか
らうと思へました。三九年度補正予算に於テ来レテ本會計並びにと高橋君
別會計をのぞくすべの特別會計、四年度本會計並びに特別會計の全部を無
修正不附議状をいじに之誠にありからうと思へました。学校建設等入るもの
九二五、イオすの機械会をサイ補正を依頼いするわけをいすすか御承

